



# 知らない！と損をする高額療養費制度



もし自分や家族が病気やケガで入院したり、長期の通院すると、高い医療費で家計が圧迫されることが考えられます。このような負担を軽減するために、健康保険には同じ月（1日～末日までの1か月）の医療費が一定額「自己負担限度額」を超えた場合に、その超えた金額が健康保険から払い戻される制度があります。対象となるのは、健康保険が適用されている範囲で健康保険適用外の差額のベッド、食費、先進医療などは対象となりません。

例えば、総医療費が100万円だった場合の一般所得者の自己負担限度額の計算は、  
 $80,100 \text{円} + (1,000,000 \text{円} - 267,000 \text{円}) \times 1\% = 87,430 \text{円}$

その月に支払う医療費です。これに食費などの対象外費用がプラスされます。

自己負担限度額は下記のように所得に応じて違いがあります。

70歳未満の方(平成18年10月～)		
所得区分	自己負担限度額(高額療養費算定基準額)	4回目から
上位所得者(標準報酬月額53万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
<b>一般</b>	<b>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</b>	<b>44,400円</b>
低所得者(住民税非課税)	35,400円	24,600円

また70歳未満と70歳以上では自己負担限度額が異なります。

70歳以上75歳未満の方(平成18年4月～)			
所得区分	通院の一部負担(個人ごと)	世帯全員の一部負担(入院含む)	4回目から
現役並み所得者(標準報酬月額28万円以上等)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
<b>一般</b>	<b>12,000円</b>	<b>44,400円</b>	
低所得者Ⅱ(住民税非課税)(※)	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ(住民税非課税)(※)		15,000円	

※低所得者Ⅱとは市(区)町村民税非課税等の被保険者またはその被扶養者の事。低所得者Ⅰとは総所得金額等にかかる各種所得がない70歳以上の被保険者本人またはその被扶養者の事。

事前に職場や市町村等に申請し「限度額適用認定証」をもらって医療機関に提示すると、支払いは自己限度額までの支払いで済みます。

2年以内であれば過去にさかのぼって申請も可能なので思い当たる方は早めに手続きしましょう。

今後、高額療養費制度も見直される予定です。所得による3区分が6区分になる案などが出ています。

他にも、介護保険自己負担額と医療費の合計が一定額を上回ると、上回った部分が返金される**高額医療・高額介護合算療養費制度**もあります。ご確認ください。



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

**【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局**  
TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192